

新型コロナウイルス感染症拡大に関するご連絡 中小企業向け支援施策等のご案内

会員皆さま 御世話になっております。

今般、新型コロナウイルス感染拡大に際してのご連絡として中小企業向け支援策等を簡単にまとめました。

以下は、現段階で活用可能と思われる施策になります。各社の状況に合わせて、利用して頂けましたら幸いです。

【重要】経営者の資金手当てを目的とする動きについて

これまでもたくさんの危機がありましたが、今回は今まで体験したことのない状況と言えます。すでに資金手当てに動いている会員からの声としては以下の2点が重要です。

①自社の実情を金融機関に正しく説明し、資金の必要性を伝えること。

②早めに融資枠、保証枠をつくっておくこと。

刻一刻と状況が変化し、先行きは不透明です（長期化の可能性も大です）。現在は資金的に大丈夫な場合でも備えておくことが重要です。

我々企業側から実情を正しく伝えることによって、金融機関から行政に対策の必要性が伝わり、新しい施策が地域に対して組まれたり、変更になったりすることがあります。「企業側が何を求めているのか？」が分かれば、金融機関もさらに動くことができます。非常時の時こそ、我々企業側からの現状報告、提案で前に進める状況を作り出していきましょう。

【重要】現段階で活用可能と思われる施策

- ①衛生環境激変対策特別貸付
- ②セーフティネット4号、5号
- ③雇用調整助成金（対象拡大）
- ④小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（新設）

①衛生環境激変対策特別貸付

【概要】

- ・新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障をきたしている「飲食店営業」「喫茶店営業」及び「旅館業」を営む方。

【対象】

- ・最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること。
- ・中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること。

②セーフティネット4号、5号

【概要】

- ・経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

【対象（セーフティネット4号）】

- ・幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。対象は、売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合。

【対象（セーフティネット5号）】

- ・特に重大な影響が生じている業種へ、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務80%を保証。対象は売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合。

③雇用調整助成金（対象拡大）

【概要】

- ・経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。

【対象】

- ・以前は「日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国（人）関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合（10%）以上である事業主」のみだったが「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」へ対象が拡大。これにより幅広い業種が特例措置の対象となる。「最近3か月の雇用指標が対前年比増でも助成対象」となったこともポイント。

④小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（新設）

【概要】

- ・臨時休校となった小学生等の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、有給休暇とは別途有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた全ての事業主が対象。

【対象】

- ・臨時休校の小学校等(※)の子のいる社員に休暇を取得させた事業所

【参照】

●経済産業省

【新型コロナウイルス感染症関連情報】

※セーフティネット4号：3月6日リリースです。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

【セーフティネット5号】

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2019/1912205gou.html>

【新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ】

※セーフティネット他、若干詳細支援施策が掲載。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

●雇用調整助成金は京都労働局助成金センター、もしくは「所轄ハローワーク」に向いてください。）

<https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/content/contents/000411919.pdf>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09477.html

京都同友会でも通常の労務相談窓口を拡張し、会員社会保険労務士の協力を得て対応しております。

まずは京都同友会事務局（電話 075-354-5007）までご連絡ください。

●日本政策金融公庫

【各種書式のダウンロード】

https://www.jfc.go.jp/n/service/dl_kokumin.html

①「借入申込書フォーム」

https://www.jfc.go.jp/n/service/pdf/mousikomi170403_dl.pdf

②「企業概要書」

https://www.jfc.go.jp/n/service/pdf/kigyou_gaiyousyo190507m.pdf

③新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料

https://www.jfc.go.jp/n/service/pdf/covid_19_200220a.pdf

●厚生労働省

【衛生環境激変対策特別貸付について】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11157000/000595889.pdf>

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の対象事業主の範囲の拡大について】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09852.html

【新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）について】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09869.html

以上